

# 暮らしのお知らせ

税率が変わります

## 国民健康保険税

国民健康保険(国保)は、病気やけがをした時の経済的な負担を少なくするために、加入者が国保税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

市では、年々増加している保険給付費や将来的な県内保険税率の統一化に対応するため、令和6年度から国保税の税率を左図の通り改正します。

### 国保税の算定方法

国保税は、基礎課税分と後期高齢者医療支援金分

### 国民健康保険税の税率

所得割率は所得に対する税率、均等割額は1人当たりの金額、平等割額は1世帯当たりの金額。

区分	改正前	改正後	
基礎課税分	所得割率	6.30%	6.59%
	均等割額	1万9,800円	2万1,000円
	平等割額	1万7,000円	1万8,100円
	課税限度額	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	所得割率	1.73%	1.95%
	均等割額	7,000円	7,900円
	課税限度額	20万円	22万円
介護納付金分	所得割率	1.68%	1.72%
	均等割額	1万5,000円	1万5,300円
	課税限度額	17万円	17万円
合計	所得割率	9.71%	10.26%
	均等割額	4万1,800円	4万4,200円
	平等割額	1万7,000円	1万8,100円
	課税限度額	102万円	104万円

年齢者医療支援金分、40〜64歳の人のみが対象の介護納付金分に分かれ、それらの合計額が世帯主に課税されます。

### 国保制度の広域化

平成30年度に国保制度の運営主体が市町村から都道府県へ変わりました。

国保税の税率は、県によって市町村ごとに定められた標準保険料率を参考に決定しています。今後加入者の皆さんの理解を

得ながら国保運営の健全化に努めていきますので、ご協力をお願いいたします。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

### 料金割引などを延長

## 成田スマートインターチェンジ

通行料金の割引と利用時間の拡大が、令和7年3月31日まで延長されました。

利用時間▶午前6時〜午後3時  
対象車種▶ETC搭載の全車種

割引料金▶軽自動車など・普通車・中型車1000円、大型車1500円、特大型車3000円

※くわしくは県道路計画課(☎043・223・3120)へ。

### 受講費用を補助します

## 介護職員初任者研修

市では、介護職員初任者研修を修了し、市内の介護サービス事業所に3カ月以上就業している人を対象に、介護職員初任者研修の受

講費用を補助しています。

申請が必要ですので、事前に高齢者福祉課(☎20・1537)へ相談してください。

補助額▶受講料・教材費の合計額(上限10万円)

申請書配布場所▶高齢者福祉課

(市役所議会議棟1階)、市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kenko\\_fukushi/page/0131\\_00048.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page/0131_00048.html))

※くわしくは同課へ。

### 美しいまちをわたしたちの手で

## 環境美化運動

区や自治会、事業所などの協力を得て、次の実施基準日を中心に環境美化運動が実施されます。この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶などのごみ拾いを行います。

個人や事業所で環境美化運動に参加する場合は、ごみ袋を配布しますので、事前にクリーン推進課(☎20・1530)へ連絡してください。

実施基準日▶5月26日(日)、8月4

日(日)、12月1日(日)

※くわしくはクリーン推進課へ。

### 暮らしやすいまちづくり

## 多文化共生社会の推進

市では、日本人住民と外国人住民が共に暮らしやすいまちづくりを目指し、多文化共生指針を策定し、さまざまな施策を推進していきます。

多文化共生とは、国籍や民族の異なる人たちがお互いの文化を認め合い、対等な立場で共に生きていくことです。

行政機関だけでなく、企業や団体、市民一人一人が多文化共生社会の実現に向けて考え、行動することが大切です。

指針は市民協働課(市役所2階)または市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page/101401\\_00001.html](https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page/101401_00001.html))をご覧ください。



※くわしくは同課(☎20・1507)へ。

### 新婚世帯を応援します

## 結婚新生活支援事業

市では、婚姻を機に市内で新生活を始める新婚世帯に対して、住宅の購入費用や家賃などの一部を補助しています。

補助を受けるには申請が必要です。必ず事前に企画政策課(☎20・1500)へ相談してください。

対象は令和6年1月1日～7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、補助要件を満たしている新婚世帯。補助要件は市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page0101\_00052.html)で確認してください。

対象となる費用は婚姻に伴い新たに賃借した住居にかかる家賃や住宅の購入・リフォーム・引っ

越し費用など

補助額は上限30万円(夫婦ともに29歳以下の場合60万円)

申請期限は3月31日(月)

※くわしくは企画政策課へ。

### 分別して火災防止

## リチウムイオン電池の廃棄

電子たばこやモバイルバッテリーなどに内蔵されているリチウムイオン電池は、発火や爆発の恐れがあります。

分別せずに廃棄すると火災や作業員のけがの原因となるので、家電量販店などのリサイクル協力店に持っていきましよう。

また、スマートフォンや携帯電話の本体・リチウムイオン電池は、携帯電話会社の店舗などでメーカーに関係なく無償で回収してい

ます。

金物・陶磁器・ガラス類(黄色の指定袋)として出すこともできますが、個人情報の取り扱いに注意し、必ず放電して電源が入らない状態で出してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

### 駆除に補助金を交付

## スズメバチの巣

市では、建物や樹木などに作られたスズメバチの巣を駆除するための補助金を交付しています。

交付を受けるには事前に申し込みが必要です。

補助額1巣の駆除にかかった費用の2分の1以内(上限5万円) ※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

### 防災行政無線でテスト

## 全国瞬時警報システム

全国瞬時警報システム(アラート)は、自然災害に関わる特別警報など、国から送られる緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

この緊急情報を市民の皆さんへ確実に伝えるため、防災行政無線を使った試験放送を行います。放送を聞き逃した時は、防災行政無線テレホンサービス(☎0120・38・3898)で確認できます。

なお、当日の災害発生状況や気象状況により中止になる場合があります。

日時は5月22日(水)午前11時  
放送内容は「これはアラートのテストです(3回繰り返し)」、こちらは防災なりたです  
※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

### 検便と水質検査も

## 食品衛生法定講習会

期日と会場(対象支部)

- 5月10日(金)：三里塚コミュニティセンター(成田東部支部)
- 6月19日(水)：国際文化会館(成

田支部)

○6月21日(金)：下総公民館(下総支部)

○6月27日(木)：大栄公民館(大栄支部)

時間は午後2時～3時50分(検便と水質検査は午後1時～1時50分)

料金：講習会1、500円、検便800円、水質検査7、700円(組合員以外は別途料金)

※くわしくは印旛保健所管内食品衛生協会(☎043・483・179)へ。

### 皆さんの身近な相談相手

## 民生委員・児童委員

毎年5月12日は、民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた、皆さんと同じ地域に暮らす身近な相談相手です。

福祉の制度に関する悩み事などがあつたら気軽に相談してください。

各地区の委員が分からない場合は社会福祉課(☎20・1536)へ問い合わせてください。  
※くわしくは同課へ。

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

4月1日(月)～15日(月)

1日	福島副市長就任式 新規採用職員入所式 辞令交付式 土地開発公社理事会
2日	成田山全国競書大会授賞式
3日	成田のおどり花見
4日	民生委員・児童委員委嘱状伝達交付式
5日	華道協会総会
6日	レクリエーション協会総会 スポーツ少年団委員総会
7日	東小学校跡地複合施設オープニングセレモニー
9日	新規採用職員研修(市長講話)
11日	食農教育教材本贈呈式
12日	「新しい成田空港」構想検討会 青少年相談員連絡協議会総会
13日	スポーツ推進委員連絡協議会委嘱状交付式・総会
15日	成田祇園祭実行委員会 成田商工会議所青年部総会



新規採用職員入所式で(1日)

安全なまちづくりのために

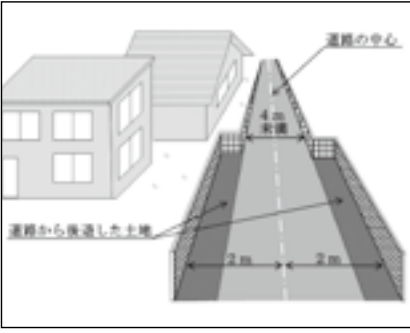
狭あい道路拡幅整備事業

道幅が4メートル未満の「狭あい道路」に面した敷地で建築行為を行う場合は、道路の中心から2メートルの範囲まで敷地を後退させなければなりません。  
道路から後退した用地を寄付し

てもらった場合、分筆、道路整備、管理などを市が行います。

対象Ⅱ市が所有する幅員4メートル未満の道路に面した敷地の所有者(条件があります)ので、直接または電話で建築住宅課(市役所5階 ☎20・1564)へ相談してください)

市が行う業務Ⅱ分筆登記、所有権移転登記、後退した用地の道路整備、整備後の維持管理



申込方法Ⅱ建築住宅課にある申込用紙と必要書類を同課へ  
※くわしくは同課へ。

設備資金や運転資金に

中小企業資金融資制度

対象Ⅱ中小企業者、新たに事業を始める人

資金の種類と上限額

○季節資金：300万円

○一般事業・環境経営支援資金：設備3、000万円・運転1、500万円

○事業転換・創業支援資金：設備1、500万円・運転750万円

○小口零細企業保証制度事業資金：設備2、000万円・運転1、000万円

利率(年率)

○季節資金

・6カ月以内：1.8%(実質自己負担率0.1%)

○一般事業・環境経営支援・小口零細企業保証制度事業資金

・1年以内：1.9%(実質自己負担率0.1%)

・1年を超え3年以内：2.2%

(実質自己負担率0.4%)

(実質自己負担率0.4%)

・3年を超え5年以内：2.3%(実質自己負担率0.5%)  
・5年を超え7年以内：2.55%(実質自己負担率0.6%)  
・7年を超え10年以内：2.8%(実質自己負担率0.7%)

○事業転換・創業支援資金：利率はほかの資金と同率、実質自己負担率はほかの資金の半分(季節資金を除く)

※くわしくは商工振興企業立地課(☎20・1622)へ。

締結事業者を募集

地球環境保全協定

市では、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組み、豊かな自然環境を未来につなげるため、市民や事業者との協働で2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しています。

その取り組みの一つとして省エネルギー・省資源対策、ごみの適正処理、リサイクルの推進などを行う事業者を募集し「成田市地球環境保全協定」を結んでいます。

協定を結んだ事業者は、市の融資制度「環境経営支援資金」を受

けることができます(融資には条件や審査などがあります)。

協定を結んだ事業者は市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/environment/page111000.html>)で公表しています。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

飲料用井戸水に

浄水器設置費補助金

市では、各世帯の飲料用井戸水から対象物質が基準値を超えて検出された場合、これらを除去するための浄水器を設置する世帯と浄水器設置から5年以上経過し、故障などで買い替える世帯に補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには、浄水器の購入・設置前に、申請の手続きと審査を受ける必要があります。なお、水道が整備されている地区の人は交付を受けられません。

対象物質Ⅱ硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、ヒ素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、クロロエチレン(塩化ビニルまたは塩化ビニルモノマー)

補助額Ⅱ浄水器の購入・設置費用

の2分の1(上限15万円。生活保護受給世帯などは30万円を限度に全額)

※くわしくは環境対策課(☎20・1533)へ。

見つけたら駆除を

オオキンケイギク

オオキンケイギクは、5〜7月ごろに直径5〜7センチメートルの鮮やかな黄色の花をつける植物です。生命力・繁殖力がとても強く、一度定着すると在来の野草の生育場所を奪い、生態系に重大な影響を及ぼします。

自宅の庭などに生えていたら、根から引き抜き、枯れるまで乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定袋)として処分してください。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



根から引き抜き適切に処分を